

令和元年度第7回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年10月18日（金）午前9時30分～午前10時45分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（農業委員24名中23名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、吉富 崇子

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、
徳田 敦之、山根 久子
 - (2) 欠席委員（1名）
小野 基之
 - (3) 事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・竹中
 - (4) 会議傍聴人
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之 委員 及び 河村 吉人 委員

をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北へ910mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自己所有地に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、112アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第2号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ600mに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、135アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.2kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し、現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は615アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ3.5kmに位置する、農用地区域内の農地及び集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼製造業を営む者です。

自宅付近の申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は64アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ3.5kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

自宅付近の申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は103アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から東へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅付近の農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は47アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

事務局	<p>以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。</p>
川東地区委員	<p>問題ありません。</p>
川西地区委員	<p>問題ありません。</p>
徳地地区委員	<p>問題ありません。</p>
阿東地区委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	<p>それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【委員挙手（多数）】</p>
議長	<p>挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。</p> <p>続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは6ページを御覧ください。合わせて、参考位置図6ページをお開きください。</p>

事務局

議案第7号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地周辺は、住環境に恵まれており、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第8号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北へ880mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

既存の道路が狭く緊急車両が進入できなかったことから、道路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、議案第21号の農地法第5条許可が同時に申請されております。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、8ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図8ページをお開きください。

議案第9号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ820mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

交通の利便性が高い申請地に事務所及び住宅展示場を建設し、事業規模の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第10号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都町田市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第11号、泉都町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ810mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便もよく、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第12号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ450mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第13号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市西区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第14号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ1.3kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、児童発達支援事業を営む法人です。

現在利用している園舎前の広場が送迎の時間帯に混雑し、危険であるため、

隣接地を借り受け、専用駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第15号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南へ80mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、兵庫県神戸市須磨区内に居住する会社員です。

申請人所有の隣接する宅地の法面が崩壊しかけており、補強工事を行う必要があるため、申請地を取得し、法面及び排水路とするものです。

議案第16号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第17号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

現在実家住まいで、独立するため、商業施設から近く住環境の良い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北東へ530mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

現在借用している資材置場の契約期間が切れたため、現在の資材置場から近い申請地を取得し、資材置場とするものです。

議案第19号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第20号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第21号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北へ880mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

既存の道路が狭く緊急車両が進入できなかったことから、申請地を借り受け、道路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、議案第8号の農地法第4条許可が同時に申請されております。

議案第22号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から南西へ820mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

業務拡大のため車両置場を拡張するものです。

議案第23号、小郡新町二丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

事務局

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便が良く立地条件が良いため、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

議案第24号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から北へ620mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は県道から近く交通の便が良く、小中学校も近く需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から北西へ320mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

申請人は現在借家住まいで、子どもも増え手狭となったため、実家から近い申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第26号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ780mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、実家から近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。以上の農地法第5条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願います。

どうぞ。

A委員 参考までにお伺いしたいのですが、議案第13号黒川の件ですが、大規模に太陽光発電事業を行うようですが、下地や排水はどのようにしているのでしょうか。

B委員 排水については、堤に流れ込むようにはなっておらず、問題ないと思います。

議長 事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局 事務局より、只今の御質問に対しお答えいたします。排水についてですが、大規模に太陽光発電事業を行うため水路の付け替え等を行い、北東側の黒川川へ排水予定となっており、転用地付近にある古堤を利用することはありません。また、河川流下能力の計算がされていることや開発行為届も提出されていることを併せて申し添えます。

議長 A委員、よろしいでしょうか。

A委員 はい。

議長

C委員。

C委員

先ほどの議案の関係ですが、整地後、パネルを設置するのでしょうか。それとも整地せずにパネルを設置し、足の長さで調整するのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

一部の赤線・青線については、用途廃止をし、必要な付け替えを行っていますが、基本的には埋め立てをせず、現況のまま利用いたします。

議長

C委員よろしいでしょうか。

C委員

はい。

議長

そのほかには、御意見はないでしょうか。

ないようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第5条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、23ページを御覧ください。
合わせて参考位置図26ページをお開きください。

議案第27号、大内氷上七丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ270mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は令和元年8月28日付けで、宅地分譲を目的とした農地法第5条

事務局

の許可を受けましたが、両隣が事業所敷地であることが分かり、住宅用地として販売する計画を見直す必要が生じたところ、事務所の建設を目的とした1区画での購入希望があり、その要望に応え事業所用地とするものです。

以上の事業計画変更につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第27号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

【意見なし】

議長

それでは、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました議案第27号について、採決を行います。議案第27号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第27号については、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、24ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第28号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計198筆、263,570㎡でございます。

これらの計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、25ページを御覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第29号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計31筆、118,889㎡でございます。

なお、秋穂地区における23筆102,560㎡につきましては、ほ場整備を行っている農地の一時利用地となっております。

農用地利用集積総括表にあります秋穂地区における73筆91,606㎡のうち、48筆52,728㎡がほ場整備対象地ですが、こちらは従前地番、

事務局 面積となっており、農用地利用配分計画の一時利用地とは筆数、面積は一致しません。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長 それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局 それでは、26ページを御覧ください。
議案第30号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において審議していただいたとおりで、除外申請が9件、1,930.25㎡、用途変更が4件、447.41㎡でございます。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願ひします。

D委員

D委員 徳地引谷で農業用倉庫を建築するということで、軽微変更申請が提出されていますが、この件に関して意見を付して回答すべきという協議結果になり

D委員

ましたので報告します。

申請地においては、令和1年7月19日に3条許可が出ており、同年8月20日に所有権移転の登記がされています。

通常、3条許可を行った際は、最低2耕作を行うよう指導しているため、徳地地区協議会では2耕作の意見を付するべきとの回答となりました。

議長

只今、D委員より徳地引谷の軽微変更について説明がありましたが、この件について、ほかに御意見は無いでしょうか。

事務局。

事務局

補足説明をさせていただきます。軽微変更については農林政策課が所管になり、軽微変更自体には、2耕作の条件はありませんが、農業委員会としては、3条にて農地を取得した場合には2耕作を行うよう指導しているため、意見を付して回答し、4-1-8の届を提出する前段階には、少なくとも2耕作を行うよう意見するものです。

議長

事務局からも説明がありましたが、委員のほうから御意見等は無いでしょうか。

事務局からもありましたとおり、山口市では3条にて農地を取得した場合については、2耕作を行うよう指導していますが、この度は、取得後すぐに軽微変更の申請がされています。そのような経緯を踏まえ徳地地区協議会で協議したところ、2耕作が前提ではないかとの意見にまとまりました。

ほかに御意見は無いでしょうか。

御意見がないようですので、只今審議しました議案第30号の農用地区域の変更について、採決を行います。

山口市への回答は異議なしとすること、及び徳地引谷の用途変更においては、2耕作についての意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、議案第30号農用地区域の変更については、異議なしとし、一部意見を付け、山口市に回答します。

議長

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い
します

事務局

それでは、27ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図27ページをお開きください。

議案第31号、大内中央二丁目です。

登記地目が田の土地1筆、53㎡については、昭和54年頃から隣接の宅
地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお
諮りするものです。

議案第32号、吉田です。

登記地目が田の土地3筆、合計1,923㎡については、昭和63年頃か
ら耕作が放棄され、山林となり、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第33号、今井町です。

登記地目が畑の土地1筆、161㎡については、昭和57年頃から隣接の
宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお
諮りするものです。

議案第34号、陶です。

登記地目が畑の土地1筆、157㎡については、昭和48年頃に木造倉庫、
昭和52年9月頃に車庫が建設され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお
諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第31号から議案第34号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、資料掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号の①については、第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告第3号の②については、前回第6回総会における審議保留事案です。事業の実施に必要である開発許可申請の提出がされておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、引き続き審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年10月18日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 河村 吉人

記 録 者 竹中 雅俊